

気候変動を踏まえた青森県沿岸海岸保全施設技術検討会設置要綱

(設置)

第1条 「気候変動を踏まえた青森県沿岸海岸保全施設技術検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言(令和2年7月)等を踏まえ、海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本計画(以下「海岸保全基本計画」という。)を変更するため、その基礎となる計画外力の設定等について、技術的見地から提言、助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 気候変動を考慮した計画外力の設定
- (2) 上記外力に対する施設の防護水準の設定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 検討会の組織は、別表1のとおり構成し、座長と委員を置く。

2 別表1に掲げる委員は、青森県知事が委嘱する。

(座長)

第5条 座長は、検討会を代表し、その議長となる。

2 座長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に参加することができる。

(オブザーバー)

第7条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(事務局)

第8条 検討会に関する事務は、別表2に示す各課により構成する。

2 検討会の庶務は、県土整備部河川砂防課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

この要綱は、第2条の検討を終えたとき、その効力を失う。

別表1

役 職	構成員	備 考
座 長	佐々木 幹夫 名誉教授 八戸工業大学	
委 員	南 将人 教授 八戸工業高等専門学校 環境都市・建築デザインコース	海岸工学 /防災工学
委 員	加藤 雅也 教授 八戸工業大学 工学部 工学科	水工学
委 員	渡邊 国広 主任研究官 国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室	
委 員	平山 克也 グループ長 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 波浪研究グループ	

別表2

農林水産部	農村整備課	備 考
	水産局漁港漁場整備課	
県土整備部	河川砂防課	
	港湾空港課	